

工事現場に掲げる標識類について

令和3年4月

横浜市
財政局 公共施設・事業調整室

工事現場に掲げる標識類について

建設業法等により、請負業者は工事現場における標識類の掲示が義務付けられています。主な標識類は次の5種類で、種類により掲示義務の発生条件、掲示場所が異なります。

- 1 建設業の許可票
- 2 労災保険関係成立票
- 3 施工体系図
- 4 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
- 5 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識

1 建設業の許可票

(1) 根拠法令

建設業法 第40条

建設業法施行規則 第25条

(2) 掲示場所

工事現場の公衆の見やすい場所

(3) 留意事項

ア 元請の会社は掲示すること。下請の建設業者については掲示を要しません。

【例】

寸法：縦 25cm 以上 × 横 35cm 以上

建設業の許可票				
商号又は名称		〇〇建設株式会社		
代表者の氏名		代表取締役 〇〇 〇〇		
主任 技術者の氏名 監理	専任の有無	〇〇 〇〇		専任
	資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士	第〇〇〇〇号
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業		
許可を受けた建設業		土木・とび・土工・舗装		
許可番号		国土交通大臣許可(特一〇〇)第XXXX号		
許可年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		

「専任の有無」欄は、専任の場合は「専任」、専任していない場合は「非専任」と記載すること。

2 労災保険関係成立票

(1) 根拠法令

労働者災害補償保険法施行規則 第 49 条

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第 77 条

(2) 掲示場所

事業場の見やすい場所

(3) 留意事項

ア 「事業主代理人の氏名」欄は、「事業主の住所氏名」欄に記載した氏名以外の場合は、労働基準監督に届け出した代理人（支店長等）の氏名を記載する。代理人の届け出が無い場合は空欄とする。

【例】

寸法：縦 25cm 以上×横 35cm 以上、地色：白 文字：黒

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	令和〇〇年 〇月 〇日
労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
事業の期間	令和〇〇年 〇月 〇日から 令和〇〇年 〇月 〇日まで
事業主の住所氏名	横浜市〇区〇〇町〇〇-〇 〇〇建設(株) 代表 〇〇 〇〇
注文者の氏名	横浜市 道路局
事業主代理人の氏名	〇〇 〇〇

3 施工体系図

(1) 根拠法令

建設業法 第 24 条の 8 第 4 項

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第 15 条

(2) 掲示場所

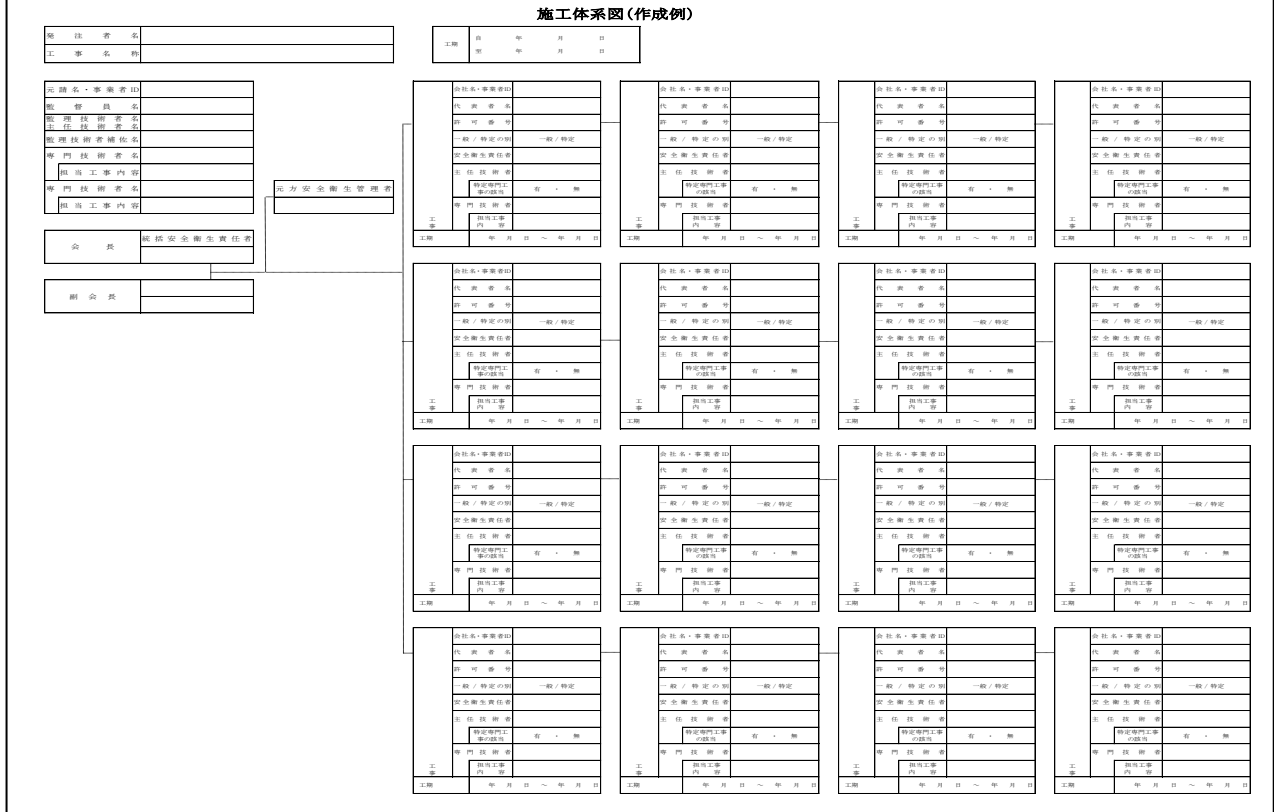
工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所（両方を兼ねることも可）

(3) 発生条件

下請契約のある工事

【例】

寸法：規定なし（読みやすい大きさにすること）



4 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

(1) 根拠法令

建設業法施行規則第 14 条の 3

(2) 掲示場所

工事現場の見やすい場所

(3) 発生条件及び留意事項

下請契約のある工事

再下請負通知書の提出については、掲示とともに下請負人へ書面による通知が必要。

【例】

寸法：規定なし

下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーションまで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設(株)

書面通知文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和 24 年法律 100 号）第 24 条の 8 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

- ① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請負させたときは、建設業法第 24 条の 8 第 2 項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請負させた建設業を営む者（再下請負）に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請負させたときは、元請建設業者に対する①の再下請負通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

元請建設業者の商号 ○○建設株式会社
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション

5 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識

(1) 根拠

建退共制度改善方策について（平成 11 年 3 月 18 日労働省、建設省、建退共本部）
公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針 第 2 措置 5（4）ハ

(2) 掲示場所

現場事務所や工事現場の出入り口など見やすい場所

寸法：シール大（A3 版）、シール小（A4 版）のいずれか



シール大



シール小